

えひめ国際化・多文化共生指針

愛媛県経済労働部国際交流課

平成30年3月

第1章 指針策定の趣旨

1 策定の趣旨

県では、平成9年に、国際化基盤の整備状況や国際社会情勢など、愛媛県の国際化を、一層総合的・計画的に推進するための新しい指針として、「えひめ国際化推進基本指針」を策定し、国際交流施策の展開に努めて参りました。

その後、平成28年には技能実習生の増加などに伴い、在県外国人が1万1千人を越えたほか、外国人観光客も増加するなど、本県の国際化を取り巻く環境が大きく変化しており、日本語教育や外国人の防災・減災対策に対する必要性が高まるなど、多文化共生の指針についても見直しが必要となっています。

そこで、県内の国際化の進展や国際社会情勢などを踏まえ、愛媛県の国際化を、一層総合的・計画的に推進するための指針である、「えひめ国際化・多文化共生指針」を策定するものです。

2 指針の性格

この指針は、愛媛が進めるべき国際化及び多文化共生への取組の基本理念、基本方向並びに推進方策等を示すものです。

また、もとより国際交流・国際協力、多文化共生の主体は民間であるとの立場に立って、県や市町の行政だけでなく、県民、民間企業・団体等が主体的に参加し相互に連携を図りながら、それぞれの特性を活かした多様な国際交流や国際協力、多文化共生の取組を展開していくための行政・民間双方のガイドラインとして策定したものです。

地域の国際化と多文化共生の実現は、それを支える人々の価値観や意識の改革をも必要とするものであり、息の長い取組みが求められます。今後、この指針に沿って、愛媛の地域社会を構成するすべての主体が、長期的展望に立った永続的な取組を展開することを期待します。

第2章 愛媛の国際化の現状と課題

1 人的交流

【現状】

我が国からの海外渡航者は年々増加し、平成28年中には全国で1,711万人以上の方が、ビジネスや観光、留学などの様々な目的で海外に出掛けています。このような中、本県においても、平成28年中の海外渡航者数は77,425人となりました。

一方、我が国に在住する外国人(在留外国人)は、平成28年12月末現在、238万人強で、本県でも89か国、11,020人となっています。

そして、このような県民の海外渡航や在県外国人の増加は、県民が諸外国の人々や生活文化とふれあう機会を拡大し、海外や世界の出来事への関心を高めるとともに、様々な分野で国際交流や国際協力を促進する契機となっています。

【課題】

国際交流は「人と人、心と心の交流である」といわれるように、人的交流は、あらゆる分野において交流や協力の基本となるものです。

国際化を推進する上では、人的交流がさらに促進されるような交通運輸をはじめとする国際化推進基盤の一層の整備に取り組む必要があります。

また、交流の主体となる人づくりも、引き続き重要な課題として取り組んでいかなければなりません。県民一人ひとりが広い視野と地球市民としての自覚を持ち、自ら国際理解の増進に努めることはもとより、学校教育や生涯学習等の場において、外国語教育等国際化時代に対応した学習機会を積極的に提供し、国際化を支える人材を育成していく必要があります。

また、多文化共生施策の推進のため、在県外国人と県民との交流機会の拡大、国際理解教育、生活情報の提供、外国語併記の促進などの諸課題に適切に対応していくことも重要な課題です。

2 国際化推進基盤の整備

(1) 国際化推進体制の整備

【現状】

① 行政(県・市町)の推進体制

県では、主に国際交流課が県が実施する国際交流関係事業の総合調整を図っています。

また、近年、市町においても、海外の都市との姉妹(友好)交流や JET プログラム、住民の国際理解促進など国際化関連事業が増加しており、多くの県内市町が、専管の国際交流課や係を設置しています。

なお、地方公共団体の共同組織である一般財団法人自治体国際化協会では、地方公共団体の海外活動を援助する海外事務所を展開するとともに、都道府県が相互に情報交換等を行うための都道府県国際交流推進協議会も設置されています。

② 民間の推進体制

民間における国際交流・国際協力活動は、個人レベルから企業、NPO などの団体まで、様々なレベルで行われています。

なかでも、国際交流や国際協力をその目的の一つに掲げて活動している県内の民間団体は、県民に対する国際交流機会の提供や国際理解の促進、特定の国・地域との友好親善交流、開発途上国への物資援助などの国際協力、外国人への通訳や日本語指導等、それぞれの創意と工夫により、各分野で特色のある活動が展開されています。

③ 行政と民間との共同推進体制

行政、民間それぞれにおいて、国際交流や国際協力のための組織づくりや体制整備が進められる中で、両者が一体となって、より総合的・効果的に地域の国際化を推進するため

の共同推進体制づくりも進められています。

行政と民間の共同出資により設立された公益財団法人愛媛県国際交流協会は、県内民間国際交流団体の中核組織として、また行政と民間との連携・調整の要として、国際交流や国際協力活動の促進、民間国際交流活動への支援等を展開しており、市町レベルにおいても、行政と住民の共同参画による国際交流協会が設立されています。

【課題】

地域の国際化は、県民の日常生活レベルから企業活動、行政施策に至るあらゆるレベルに、また文化、経済、福祉、医療、教育などのあらゆる分野にわたる問題です。

このため、地域社会を構成する県民やコミュニティ、民間企業や団体、市町や県が、それぞれの役割を自覚して主体的に取り組むとともに、民間相互、行政相互はもとより、行政と民間相互の連絡・連携を一層強化して、それぞれの情報やノウハウを共有できる総合的な推進体制を確立することが重要です。

また、より効果的・効率的に国際交流や国際協力を展開するため、四国や中国・九州等との広域的な連携の確保についても検討を進める必要があります。

(2) 国際化推進拠点の整備

【現状】

① 情報・文化面での拠点

地方の国際化を進める上での基礎となる海外情報等の収集・提供を行う情報拠点や県民参加の文化交流等を進める国際文化交流の拠点としては、愛媛県国際交流センターが開設されています。

国際交流センターは、県民と在県外国人との日常的なふれあいの場、国際ボランティア活動の場、そして各種のイベントや展示会、講座の場として、多くの県民・在県外国人に利用されています。

② 産業貿易・流通面での拠点

国際化を推進するためには、県民や民間企業・団体が容易に国際交流や国際協力に取り組むことのできる活動の拠点が必要です。

加えて、拠点施設の効用や利用者の利便と親しみの向上が図られるようなソフトの充実等にも取り組む必要があります。

なお、ビジネスや観光等で来県する外国人の増加とともに、外国人が利用しやすい宿泊施設等へのニーズも高まっています。

3 草の根の国際交流

【現状】

個人やグループ、地域や団体が主体的に行う草の根の国際交流は、様々な形で進められており、誰もが気軽に参加できるこれらの交流は、国際化に向けた県民の意識養成や多文化共生の推進にも大きく役立っています。

公益財団法人愛媛県国際交流協会においては、このような草の根の交流を支援・拡大していくため、国際交流に関する情報の提供や意識啓発、各種イベントの開催などを通じた交流機会の提供を図るとともに、外国人への生活支援に係る関係団体間のネットワーク化などに努めています。

また、市町レベルの国際交流協会においても、住民の国際理解の増進や住民参加による交流事業が展開されており、より住民に身近な、草の根の交流の中核組織として、交流の輪の拡大に大切な役割を果たしています。

【課題】

地域の国際化を推進するためには、地域に根ざした、県民一人ひとりの顔の見える草の根の国際交流を拡大・発展させていくことが重要です。

このため、県民が進んで国際交流活動に参加できるよう、意識開発や国際交流に関する情報・ノウハウの提供に一層力を入れるとともに、様々なニーズに対応できる多様な参加機会の提供と十分なPRに努める必要があります。

なお、県民の参加による長期的・継続的な交流を進め、また海外の特定の地域や団体との友好関係を深める上では、自治体や学校、団体間で姉妹(友好)関係を結ぶことも有効な方法です。

4 国際協力

【現状】

国際交流が活発になるに伴って、その内容は「交流から協力へ」、友好親善を目的としたものから相互の協力関係を築き上げようとするものへと深まりつつあります。

このような中、県内においても、行政や民間企業・団体等のそれぞれの立場で、国際協力への取組が進められています。

その主なものを概観すると、県においては、南米の海外技術研修員・県費留学生の受入れ等を実施しています。市町や経済団体・企業を取組としては、企業への研修生の受入れと支援などが実施され、民間ボランティア団体等においては、途上国への施設整備や物資援助、植林活動、研修生の受入れ、子供たちへの教育援助等が、高等学校等では国際理解を深める発表会などが行われています。

また、青年海外協力隊・シニア海外ボランティアへの本県出身の派遣隊員は、累計で666名に及んでいます。

以上のように、それぞれの組織や地域の状況に応じて国際協力への取組が進められていますが、その内容は、国のODAによる大規模な開発協力や資金協力ではなく、人の受入れや派遣による技術や知識の供与など、人づくり協力が主たるものとなっています。

【課題】

地域は、住民のトータルな生活の場として、産業や教育、環境、消防、防災、福祉等の各分野で豊富な人材とノウハウを有しています。そして、これらの分野の諸課題は、諸外

国との間においても、地域が同様に抱える問題として共通の問題意識と目標を分かち合い、相互協力によって解決できる場合があります。

このため、研修生や留学生の受け入れなど、開発途上国等の人づくりを中心とした協力活動を、行政と民間が一体となって推進、支援していく必要があります。

第3章 愛媛の国際化推進の基本方向

愛媛の国際化は、「国際化を支える人づくり」、「国際化推進のための基盤づくり」、そして「世界に開かれた愛媛づくり」と「世界と共に生きる愛媛づくり」を基本方向として、その展開を図るとともに、それぞれの取組が相乗的に効果をもたらすよう、総合的に推進していきます。

第4章 国際化推進主体とその役割

地域の国際化を効果的に推進するためには、地域社会を構成する各主体が、それぞれの特性を活かして役割を分担し、総合的に取り組む必要があります。

これまでも、県・市町の行政部門、企業・団体やコミュニティ等の民間部門、さらには県や市町の国際交流協会等のそれぞれのレベルで、国際交流や国際協力活動が展開されています。

しかしながら、行政レベルでは市町間の取組の格差や県・市町間での施策の競合等の問題があり、民間レベルにおいても国際化への関心の度合いは様々であるほか、活動財源の確保や住民を巻き込んだ活動へと発展を図る上での障害など様々な課題を抱えており、県民活動も一部の特定の人々によって支えられているのが現状です。

このため、今後一層、行政や民間企業・団体等のそれぞれの場で、その構成員や県民が国際交流や国際協力活動に積極的に参加できるよう取組を進めるとともに、社会のすべての構成主体が相互に連携を図りながら、国際化に取り組む必要があります。

1 県民の役割

県民は、国際交流や国際協力活動の最も基本的な担い手です。

一人ひとりが、国際意識を涵養するとともに、世界への関心を深めて国際理解の増進に努めることが求められます。

また、ホームステイやホームビジットの受入れ、各種交流イベントへの参加など、草の根活動に積極的に取り組むことが期待されます。

なお、家庭や地域で世界の出来事や国際交流・国際物力について話し合ったり、家族や地域ぐるみで一緒に活動に参加することも有意義です。

2 民間団体の役割

民間国際交流団体は、国際交流やボランティア活動への高い関心と参加意識を持った

人々で構成されており、構成員の主体性を活かした自由で活発な活動を展開することが可能です。団体相互間や行政との連携を図りながら、創造的で個性溢れる多様な交流・協力活動を推進することが期待されます。

また、農林水産・商工等の経済団体、教育や保健医療・福祉、高齢者や女性、青少年等の各種団体は、大きな組織力等の確かな活動基盤と豊富な人材・ノウハウを持っており、これらを活用して、それぞれの分野で国際交流・国際協力活動に取り組むことが期待されます。

3 企業の役割

企業は、国際交流や国際協役に活用できる多くの優れた産業技術や人材を有しています。海外からの研修生の受入れや技術者等の海外派遣など、技術交流や国際協力活動に取り組むことが求められます。

また、留学生の就職支援等に取り組むことも期待されます。

4 学校等教育機関の役割

学校等教育機関は、次代の国際化を支える青少年の育成や学術交流の推進等の重要な役割を担っています。

自らの因って立つ愛媛県や日本の歴史・文化・伝統等への理解を深めるとともに、外国語教育や体験的な国際理解教育等を通して、青少年に世界の人々と共に生きる心を育むほか、海外との姉妹・友好校提携等による交流や学術交流、留学生の受入拡大と支援の充実などに取り組むことが期待されます。

また、外国人子女や帰国子女の教育についても、十分な日本語教育体制を整えるなど、十分な配慮をすることが求められます。

5 県・市町国際交流協会の役割

県や市町の国際交流協会は、民間活動の中核として、また、民間と行政とのパイプ役として、その機能を十分に発揮する必要があります。

特に、市町国際交流協会は、地域住民に最も身近な国際交流・協力団体として、住民に対する意識啓発や参加機会の提供等により草の根交流やボランティア活動を促進するとともに、在住外国人への情報提供や相談、地域内の民間団体やボランティアの育成支援とネットワーク化等に取り組むことが求められます。

また、県国際交流協会は、本県の中核的国際交流・協力団体として、全県的な啓発・普及活動や県民・在住外国人への幅広い情報提供、先導的事業や広域的事業の展開、市町国際交流協会や民間団体への指導・支援などへの取組を一層強化することが期待されます。

6 市町の役割

市町は、地域に密着した行政主体として、県との役割分担を明確にしながら、地域住民や団体、企業等との連携を密にし、これらのニーズを的確に把握して、地域の特性に応じた国際化の推進方針を確立するとともに、人づくりや活動の場づくり、住民参加の国際交流や国際協力活動の展開、外国人住民を直接支援する主体として外国人にも住みやすいまちづくり等に総合的に取り組むことが求められます。

市町においては、地域の実情を踏まえつつ、また、市町の外国人住民施策担当部局および国際交流協会が中心的な役割を担い、市町レベルでどのようなリソースが存在しているかについて情報共有した上で、関係団体との連携・協働を図り、地域と連携しながら、地域住民に向けた多文化共生の啓発活動を行うことが望まれます。

なお、市町国際交流協会が設置されていない市町にあっては、住民参加による国際交流や国際協力の中核組織を育成、設置することも望まれます。

7 県の役割

県は、広域的・総合的な行政主体として、長期的な視点に立ち、県全体を視野に入れた国際化推進の総合企画・調整を行うとともに、大規模で広域的な施策の推進や全県的な啓発、情報提供等の支援に努めます。

県行政内部での連携・調整機能を高め、国際化のための各種施策を一層効果的に推進するとともに、県国際交流協会等の第3セクターや市町への支援と連携の強化を通じて、民間団体等を含めたネットワークづくりを進めることにより、県内全域において国際化への取組を促進します。

第5章 愛媛の国際化の推進方策

1 国際化を支える人づくり

地域の国際化を支える基本は「人」であり、地域に生活する一人ひとりが国際感覚を磨くことが何よりも大切です。

郷土愛媛や日本の歴史、文化を理解し、自己を発現できると同時に、世界に関心を持ち、世界の国々やそこに暮らす様々な人々の多様な生活文化や価値観に対しても、違いを違いとして認め尊重することのできる、国際感覚に溢れる人づくりを推進する必要があります。

なお、この章のすべての項目の主語は「私達」です。

(1) 県民の国際理解の増進

県民の国際理解を増進するため、世界の視点から自己や地域を見つめることのできる態度を養うとともに、国際交流や国際協力の必要性・意義等について理解を深めることができるよう、幅広い意識啓発により県民意識の醸成を図ります。

また、海外の様々な文化や習慣などと体験的に交流する機会を提供し、県民の異文化理解を促進します。

①県民意識の醸成

国際化時代に求められる心構えやライフスタイル等について、県民自らが積極的に考え、主体的に行動できるよう、各種講座や講演会の開催、外国人とのふれあいの機会の拡大等を通じて広く啓発に努め、県民意識の醸成を図ります。

②異文化理解の促進

県民が、外国の文化や習慣と直接にふれあい、理解を深めることができるよう、海外への渡航機会の拡充に努めます。

特に、我が国は今日、様々な面で近隣アジア諸国との関わりが深まっていることから、これらの地域に対する県民の理解を一層促進します。

県民と外国人住民が共生していくために、住民や企業、NPO等において、多文化共生の地域づくりに関する理解を深めることが必要です。

(2)国際化時代に対応した教育の推進

①日本語教育の推進

外国人住民が、来県後も継続的に日本語および日本社会を学習するために機会を提供することが大切です。

日本語による学習の効果を高めるために、ボランティア団体と連携した学習支援や母語による学習サポートなどを行うことも必要です。

(3)国際化をリードする人材の育成

国際化を地域に根づいたものとするため、地域活動の中核となるリーダーやボランティアなど地域の国際交流・協力活動をリードする人材の育成と活用の推進が求められており、県及び市町においても、様々な分野で国際化に視点を置いた施策を推進することで、国際感覚豊かな職員の育成に努める必要があります。

①ボランティア活動の推進とネットワーク化

ホームステイのホストファミリー、善意通訳、外国人への日本語指導など国際交流・協力分野でのボランティア活動について、広く啓発を行い、参加を促進します。

(4)外国人人材の活用

留学生の就業機会を確保するため、大学や民間団体等と連携して就業を促進するとともに、地域のハローワークとの連携による外国人の就業機会の拡大検討や、外国人技能実習制度により来県する外国人へのサポート体制の強化に努めます。

2 国際化推進のための基盤づくり

地域の国際化を総合的に推進するためには、行政と民間がそれぞれの役割を果たしながら、連絡・連携を密にし、お互いに補完・協力し合う推進体制を確立することが重要です。特に、国際交流・協力の分野では民間の果たす役割が大きいことから、民間の創造的活動を、行政としても支援していくことが大切です。

このため、行政と民間が一体となった推進体制の確立を図るとともに、ソフト・ハード

両面から、県民や民間企業・団体などが容易に国際交流・協力活動を行うことができるよう、国際化推進の基盤づくりを進めます。

(1) 行政と民間が一体となった推進体制の確立

県全域において地域国際化への取組が進められるよう、県・市町間の連携を強化して、全県的な施策展開と県民参加を促進するとともに、企業や団体等の活動を支援し、行政・民間が相互に協力・連携し合う一体となった推進体制の確立に努めます。

併せて、民間国際交流活動の中核として、また、行政と民間とのパイプ役として役割が期待される公益財団法人愛媛県国際交流協会について、組織・機能の充実・強化に努めます。

①行政と民間の協力、連携の推進

県、市町、住民、団体、企業など各推進主体がそれぞれの特性を活かして効果的な取組を進めることができるよう、国際化に関する地域ニーズの把握に努めるとともに、住民に最も身近な市町レベルでの総合的な推進体制の確立、民間団体などへの活動支援とネットワーク化の促進を図ります。

また、中四国地域など県域を越えた広域的な連携・協力による国際交流・協力活動の推進に努めます。

②公益財団法人愛媛国際交流協会の充実強化

これまで公益財団法人愛媛県国際交流協会が実施してきた県民に対する国際理解啓発や交流機会の提供等の事業に加え、国際交流や国際協力に関する総合的な情報の収集提供、外国人や県民・民間団体等に対する相談・支援事業等の機能の強化に努めます。

(2) 外国人が暮らしやすいまちづくりの推進

愛媛に在住する外国人が、地域の一員として受け入れられ、安心して快適に暮らすことができるよう、県民一人ひとりが豊かな人権意識と開かれた心を育み、異なる国籍や生活文化を寛容に受け入れることはもとより、外国人であることによって不合理な差別や不便を被ることのないような社会基盤や各種制度の整備、情報提供や相談機能の充実が図られた地域づくりを進めます。

また、在県外国人が地域社会に円滑に溶け込むことができるよう県民との交流機会を拡大するよう努めます。

①社会基盤や各種制度の整備

国の法律や制度にかかわる問題については、本県における取組と併せて、必要な法制度等の改善について国に要望を行っていきます。

なお、多様な言語による情報の提供に関しては、窓口のみならずコミュニティ施設や日本語教室等、効果的な流通ルートの確保に努めます。

②情報提供・相談機能の充実

在県外国人の生活全般に係る専任相談員の配置など、県や市町、国際交流協会等における外国人への情報提供・相談機能の一層の充実を図るとともに、外国語による広報活動を

推進し、在県外国人が日常生活に必要な情報や知識を容易に入手し、快適な生活をおくることができるよう支援します。

③県民との交流機会の拡大

市町レベルでの交流拠点の整備や地域行事への在県外国人の参加促進などにより、県民と外国人とが身近に気軽に交流できる機会を一層拡大するとともに、できるだけ多くの人々が交流に参加できるよう参加機会についての広報活動の充実を図ります。

また、地域住民とのコミュニケーションや日本の文化への理解をより深めることができるよう、外国人の日本語学習を促進します。

④外国人の行政への参画

外国人住民が地域生活で抱えている問題は、同じような文化的・社会的背景を有する外国人住民が一番理解できる立場にあるため、地域の外国人住民を相談員等として活用することも重要です。

また、外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の自助組織の支援を行うことも大切です。

(3)外国人の防災・減災対策の推進

平常時から外国人住民に対する防災教育・訓練や防災情報の提供を行うとともに、緊急時の対応として、特に、多様な言語による各種気象警報の伝達や避難誘導の他、避難所における外国人住民を支援することが大切です。

また、これらの外国人住民向け防災対策を各地方公共団体の地域防災計画に明確に位置づけた上で、大規模災害発生時に外国人被災者への対応を専門とする支援班を災害対策本部に設置することも重要です。

県の防災部門と外国人住民施策担当部門の連携や県と県内基礎自治体との連携のほか、県内国際交流協会など、多様な団体との連携・協働を促進します。

南海トラフ地震等の大規模震災が発生に備え、被災地以外の地域から通訳ボランティア等の協力を得るため、地域国際化協会やその他の民間団体も含め、地方公共団体の枠を超えた広域の応援体制の構築を進めます。

災害発生時や事前の防災対策において、災害時に役立つ外国語表示シート等の準備方法をあらかじめ理解しておくほか、ICTの活用、エスニック・メディアの活用など、多様なメディアとの連携を促進します。

3 世界に開かれた愛媛づくり

国境を越えた国や地域間の相互依存関係が深まる中で、本県においても、世界の様々な国や地域、そしてそこに住む人々との交流を深め、友好・信頼関係の深化と、お互いに競争し学び合うことによる相互の向上を目指すことが大切です。

県民と外国人とが日常の中で気軽に集い、友好の輪を広げるとともに、交流を通じた相

互の研鑽と理解など、多様な国際交流を展開し、お互いの向上と発展に努めていきます。

また、愛媛に住む外国人の増加に対応して、外国の人々が、もう一度訪れたい、ずっと住んでいたいと思うような地域社会を形成していくことが重要です。

在県外国人も同じ県民であり、その人権に配慮して、社会の仕組みや県民の意識を外に開かれたものへと変革を図り、外国人が暮らしやすいまちづくりを推進します。

(1) 多様な国際交流の展開

県民と外国人との顔の見える草の根交流を推進し、国際交流への参加者の裾野を広げていくとともに、県民や地域、海外のニーズを十分に把握しながら、各分野で多様な国際交流を展開します。

また、姉妹・友好交流は、特定の地域や団体とより親密に交流を進め、その内容を深め発展させていく上で有意義な方法であり、姉妹・友好提携の推進・充実と、これに基づく交流の拡大に努めます。

①草の根交流の推進

外国人と身近に交流することで、お互いの生活文化をより深く理解できるよう、県内各地でのホームステイを推進するとともに、在県外国人の地域行事への参加を促進するなど、地域住民と外国人が楽しみながら友好を深め、文化の交流を図ることができる機会の拡充を図ります。

②姉妹(友好)交流の推進

国際姉妹交流は、地方公共団体だけをとらえても、平成30年2月現在、43都道府県831市区町村において1,722件の姉妹・友好提携が締結され交流が進められているなど、最も取り組みやすい有効な交流手法として普及してきており、(一財)自治体国際化協会においても、交流情報の収集・提供、提携の斡旋、相談指導を行うなど、姉妹・友好提携の促進を図っています。

県内においても8市町で13件の姉妹都市提携が行われていますが、大学や研究機関、学校、各種団体等を含めて姉妹・友好提携を一層進めるとともに、計画段階からの住民や構成員の参加、交流目的の明確化や交流メニューの多様化等による持続的な交流の推進、交流内容の充実による友好親善から相互の貢献・協力関係への発展などに配慮しながら、姉妹交流をさらに促進していきます。

4 世界と共に生きる愛媛づくり

我が国は、世界一のODA(政府開発援助)供与国となっていますが、開発途上国等の援助ニーズの多様化とともに、公害防止や保健・医療、福祉のシステムづくり、教育、消防・防災、地域産業振興等の住民生活や地域に密接にかかわる分野での協力の拡大が求められるようになっており、国による援助に加えて、これらの分野に豊富な人材とノウハウを持つ地方が、住民等の参加による顔の見える国際協力を展開することが期待されています。

また、環境破壊などの地球規模の問題の解決や平和の実現など、人類共通の課題への取

り組みを進め、世界と共に生きる愛媛づくりを推進します。

(1) 地域の特性を活かした国際協力の展開

本県では、中南予地域を中心とする真珠等の水産養殖や柑橘栽培、東中予地域を中心とする製紙、紙加工、機械加工、繊維、食品加工など、全国に誇る地場産業が発展しているほか、環境保全や保健・医療、福祉、教育、消防・防災等の各分野で、開発途上国に提供し得る人材やノウハウが蓄積されています。

これらの資源を有効に活用し、行政と民間が連携して開発途上国の人づくりに対する協力を進めます。

また、本県出身の海外移住者で組織されている在外県人会への支援を通じて、海外の日系人社会発展への協力を努めます。

①人づくりに対する協力の推進

県が有する人材、技術やノウハウを活かして、開発途上国への技術協力を推進するとともに、青年海外協力隊等への参加促進への協力などを通じ、開発途上国の人づくりに対する協力を推進します。

【開発途上国への技術協力の推進】

JICA 独立行政法人国際協力機構等が実施する青年海外協力隊やシニアボランティア、専門家派遣などについても参加の促進を図り、若者から高齢者まで、専門的知識・技術や活力を活かした技術協力を進めます。

【留学生の受入促進と支援の充実】

県内の一般家庭で留学生のホームステイを受け入れ、各地の地域行事にも参加の機会を拡大するなど、留学生と県民との交流機会について、さらなる拡大を図ります。

【青年海外協力隊への支援】

開発途上国の人々と生活・労働を共にしながら、技術協力や技術・知識の移転を通じて、受入国の人づくり・国づくりに取り組む青年海外協力隊への参加を促進するため、県民への意識啓発を推進します。

②草の根の国際協力の促進

民間援助団体(NGO)やボランティアによる草の根の国際協力活動は、相手地域のニーズに応じて、より迅速で柔軟なきめ細かい協力活動を行うことが可能です。

草の根協力をテーマとした講演会の開催等により県民の意識啓発と参加を促進するとともに、活動費援助等を通じてその育成、支援を図ります。

③海外県人会への支援

南米等にある海外県会は、本県出身の海外移住者で組織され、海外移住者の活動拠点、心の拠りどころであると同時に、本県との交流の窓口ともなっています。しかし、近年、世代交代とともに、日本語や日本文化が次第に失われ、県人会組織も高齢化が進む傾向にあります。

愛媛県と県人及び移住先国との架け橋として県人会活動が一層活性化されるよう、活動

助成や定期訪問による交流促進と情報提供、研修員等の受入れや移住者の里帰りの支援などを推進します。